



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

日本禁煙学会 禁煙治療のCO濃度測定免除について

2020年(令和2年)4月11日

新型コロナウイルスの蔓延という緊急事態下で「厚労省への禁煙治療のCO濃度測定免除の要請依頼」について、禁煙治療と支援委員会で検討した結果、以下のように対応することが即効性があり、適切ではないかという結論になりました。会員各位におかれましてはよろしくご願ひ申し上げます。

以下の①から⑤を考慮して、現時点で厚労省に全国一律にCO濃度検査免除を要請するよりは以下の方がベターである。すなわち医師の判断で、CO濃度検査を省略し、カルテに「医療者側への新型コロナウイルス感染防止を考慮し、CO濃度検査省略」と記載する。その上で、レセプトにも同じ記載の付箋をつけて、保険請求をするというのが現実的かつ即効性のある対応と思われる。なお、万一、保険審査でクレームがあった場合には事情を説明し、応じなければ、厚労省に日本禁煙学会として要請・要望書を提出する。

- ①4月8日より5月6日までという期限付きで、新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言が発令され、感染防止が、特に医療者に対する院内感染防止が最重要課題となっている。
- ②最近、新型コロナウイルスは、感染源が特定できない患者が過半数を占め、市中感染症となり、かつ発熱等のない無自覚症患者も感染源となることが知られ、外来では患者の特定ができない。
- ③CO濃度測定検査はエアロゾル発生を伴うため、検査自体が医療者側への感染源となる可能性がある。
- ④CO検査は重要であるが、改定標準手順書ではCO検査測定の必要性について、以前より緩和されている(CO検査は再診では原則となり、必須ではなくなっている)。
- ⑤厚労省も新型コロナ対応で大変な時期で、要請・要望してもすぐ返事が来るとは期待できない。

以上

禁煙治療と支援委員会委員長 藤原久義

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学